

阿見町建設工事競争入札取りおり方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿見町契約規則(平成12年阿見町規則第1号)第51条の規定に基づき、阿見町が発注する建設工事の競争入札における取りおり方式による入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取りおり方式による入札 該当する複数の競争入札の落札する決定順位(以下「落札決定順位」という。)をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の競争入札で落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となった者の他の競争入札における入札書を無効とすることにより落札者等を決定する入札方式をいう。
- (2) 分割発注による入札 期間の短縮、施工管理の適正化及び受注機会の確保等の観点から施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注する競争入札をいう。
- (3) 同種同規模の入札 同じ工種及び同じ各付等級である競争入札をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 取りおり方式による入札を行うことができる競争入札(一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。)は、公告日(指名競争入札においては指名通知日)及び開札日が同日となる分割発注による入札又は同種同規模の入札のうち、阿見町競争入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)が必要と認める競争入札とする。この場合において、落札決定順位は、審査会が定める。

(適用除外)

第4条 落札決定順位が下位の競争入札において、取りおり方式による入札を行うことにより競争性が確保できなくなるおそれがあると審査会が認める場合は、当該競争入札の競争性に鑑み、取りおり方式による競争入札は行わないものとする。

(周知方法)

第5条 取りおり方式による入札を行う場合は、公告文又は指名通知書により周知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。